

天龍川原の開發と石川除

塩澤仁治

目次

はじめに	3
一 現在の座光寺	3
1 座光寺村の地形	3
2 用水井と灌漑面積	5
二 江戸時代の座光寺村	8
1 飯田領主の交代	8
2 脇坂公の検地	8
3 新田検地と永流れ改め	11
三 座光寺村の新田開発	11
座光寺河原の新田開発	14
1 用水によって分けられる三つの地帯	14
2 河原の新田開発の問題	15
五 御見取場の新田開発	25
1 順調に進んだ新田開発	25
2 安永の用水井開発	26
3 寛政の大災害と川除	28
六 石川除の建設	31
1 村民の願い	31
七 明治以後の河原地帯	38
八 現在の状況	39
付録 ― 山手と川手の問題 ―	40
1 高掛り御用金	40
2 山手方の河原の開発	40
3 川除普請の人足の出し方	41
4 貫割の出し方	42
5 大門原の開発	43
6 分村問題	44
7 川手方の人々の苦心	45
おわりに	45

はじめに

石川除（いしかわよけ）というのは今風に言えば石で作った堤防であります。だからどこでも通用する普通名詞であります。飯田市座光寺地区の人達は、石川除といえば天保二年（一八三一）に天竜川の上河原に築かれた石の堤防のことをいいます。この石川除がどうしてここに造られたのか。当時川原はどのような状態だったのか等についてお話してみたいと思います。

一 現在の座光寺

現在の座光寺は飯田市座光寺ですが、これからお話しすることは江戸時代のことですので「座光寺村」と呼びながら話を進めてまいります。

1. 座光寺村の地形

座光寺村は天竜川の右岸（西側）の河岸段丘の上にあり

ます。西は中央アルプス系の山地から南東は天竜川の岸まで、北側は南大島川の谷を境に高森町に接し、南側は土曽川の谷を境に上郷町に接した細長い村であります。

河岸段丘上にありますので西高・東低の傾斜地帯で標高六〇〇メートル。中央自動車道が通っている辺りから西は大門原と呼ばれている地帯で、江戸時代の終りころまでは山地でありました。県道飯島－飯田線辺りから標高五〇〇メートルあたりまでは平らでゆるい傾斜が続く畑作地帯、そこから四五〇メートルまではきわめて急な段丘崖で森林地帯、県道竜西線辺りから四二〇メートル辺りまでは又ゆるやかな傾斜地で水田地帯、そこから標高四一〇メートルの間は所によっては急な段丘崖、所によってはゆるやかな傾斜地になって四一〇メートルの川原地帯（洪水の時に浸水を受ける所なので氾濫原と呼ばれています）へ降りていています。

この話の中心は最下段の氾濫原ですが、回りの様子をおわかり頂けませんと話をしにくくありますので、回りくどいようですが初めに全体のことを述べておくことにします。

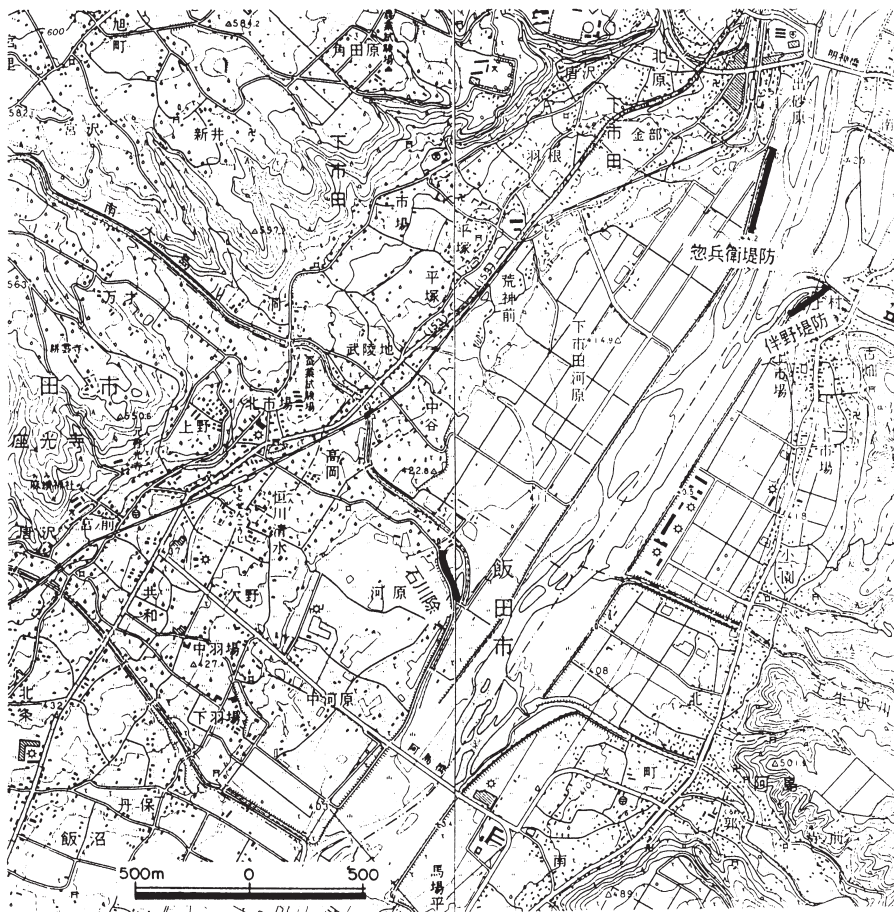


図-1 座光寺石川除位置図

2. 用水井と灌漑面積

このような地形であり、両側に川が流れているという場所の田用水路といえば、それは当然両側の川から水を引いてくることになります。その様子を図にしたのが図―2の水路図であります。

この水路図は昭和三十六年の大水害後の復旧護岸工事・耕地整理等のために、また昭和四三年完成貫通した竜西一貫水路（上伊那郡中川村葛島地積の南向発電所の放水路から出る水を、天竜川の川底を通して松川町宮ヶ瀬へ渡し天竜川と並行して南下、飯田市川路大明神地積迄の二六キロメートルに及ぶ用水路）の用水の放水をうけて田用水も豊かになったため不用になり、現在は使われなくなった井や堤等の事も、それらが最盛期に使われていた頃の様子などを井係の人や古老から聞いて、それらのことも昔のまま一緒にしてまとめたものであります。また減反政策で田が果樹園や野菜畑に転用されたりしておりますので現状とちがったところも多くあります。

水系は大きくは南大島川と土曾川、それに天竜川と湧水系の四つの系列に分れますが、南大島川を南大島川系と本沢井系の二つに分け、それに捨井を加えて六つに分けると

後々説明がしやすいのでそうすることにしました。

この中の捨井というのは、井のなかにはある所までを井係衆が管理するが、それから下流の管理しない井を捨井とか余水と呼び、それを又下流の人たちが管理利用します。

各井の灌漑面積を集計表にまとめてみますと（表―1）本沢井が三〇％、土曾川系・捨井系・天竜川系が一九％、南大島川系が八％、湧水系が三％弱で本沢井が一番大きいことがわかります。

これらの井水の灌漑面積を元にして、図―2の水路図で上・中・下段の水田の面積の概略を計算してみました。この場合土曾川系の中の宮崎井は上段を灌漑しており、同じく土曾川系の焼原井は下段を潤しています。その水田の分布は中段に四八％、それにほぼ匹敵するのが下段の氾濫原地帯の四二・三％であることがわかります。これら各段の水田はいつ頃開発されたのか、特に氾濫原の五六町歩の開発と石川除はどう関係していたのか、それが本冊子のテーマであります。

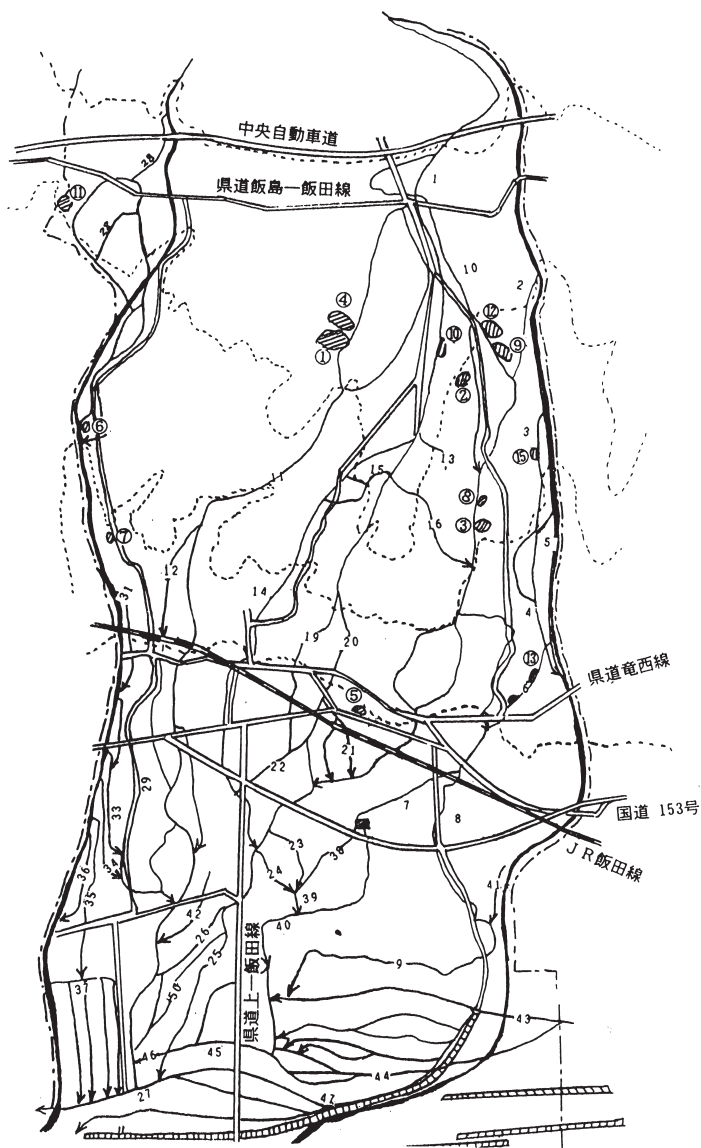
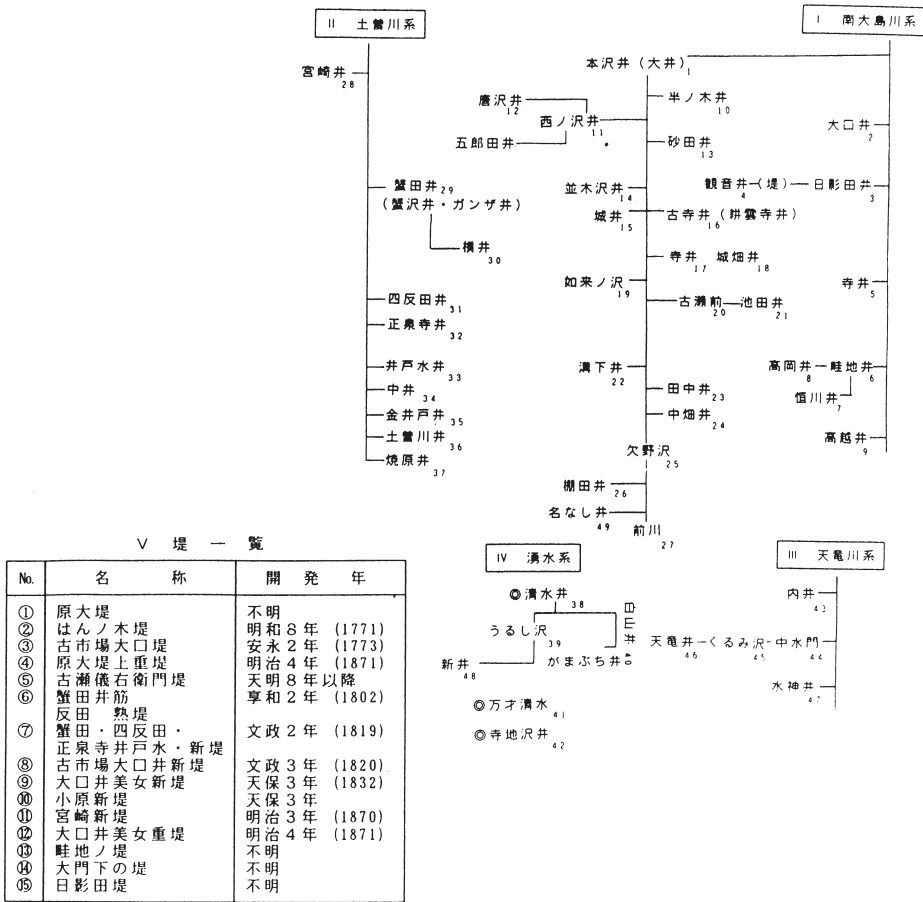


図-2 水路図 I

表－１　水系別灌漑面積表

水 系 名	灌 漑 面 積	比 率
南大島川系	11町5反	8.53％
本 沢 井 系	41町4反1畝	30.75％
土 曾 川 系	25町6反5畝	19.03％
捨 て 井 系	25町6反3畝	19.02％
天 竜 川 系	26町6反6畝	19.78％
涌 水 系	3町9反	2.89％
合 計	134町7反5畝	99.98％



二 江戸時代の座光寺村

1. 飯田領主の交代

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いが終り、徳川家康が天下を掌握した時を江戸時代の始まりとすれば、飯田城主は小笠原秀政の時代からであります。江戸時代になっても各村々の村高は太閤検地の時の村高がそのまま続けられました。表一・二は座光寺村の村高をまとめたものであります。座光寺村でも太閤検地の村高が大体そのまま正徳五年（一七一五）まで続きました。

2. 脇坂公の検地

戦国時代絶えず戦いに狩り出されたり、労役に使われたり、食糧を徴発されたり、田畑を踏み荒らされたり、家屋を焼き払われたり、散々なめにあってきた農民達にとって、太閤検地のような綿密な年貢の取り立て制度が行なわれるようになったにしても、戦がなくなり、平和が続く安心して仕事に打ち込み、働けばそれだけ収益が増え、働く意欲がでてくれば当然田畑の開墾が目向くようになると思ひ

表一 座光寺村の村高（表向き）変遷

年 号	村 高	出 典
	石 斗 升 合 勺	
天正 1 9 年 (1591)	下 2052 4 8 5 8	信州伊奈郡青表紙の縄帳
寛永 1 1 年 (1634)	1656 2 1 1 2	北原年代記
寛永 1 4 年 (1637)	2030 4 8 5 8	信州伊那郡縄帳
正保 4 年 (1645)	2030 4 8 5 8	信州国絵図高辻
寛文 6 年 (1666)	1539 5 2 2 0	座光寺検地帳
寛文 1 2 年 (1672)	2030 4 8 5 8	脇坂侯国替えの時
元禄 1 5 年 (1702)	2030 4 8 5 8	信濃国郷帳
正徳 5 年 (1715)	2030 4 8 5 8	村の記録
元文の頃 (1736~1740)	2338 1 7 9 8	伊那郷村記
天保 5 年 (1834)	2111 3 0 4 0	信濃国郷帳
明治 5 年 (1838)	2065 4 7 8 3	村の記録 (戸数 297戸)

ます。

それに輪をかけて脇坂公が新田開発を奨励督励しましたので、領内の開発が大いに進みました。図-2の堤一覧の①の原大堤は脇坂公が作られたという言い伝えや、所在は不明ですが脇坂新田という新田が開発されたとか等々の言い伝えがあります。

脇坂公は総検地もよく行ない、上黒田村では正保二年（一六四五）・寛文十一年（一六七二）に、下黒田村では寛文十一年に、飯沼村・別府村では正保四年（一六四七）にそれぞれ行なっています。座光寺村でも寛永十一年（一六三四）と寛文六年（一六六六）に行ないました。寛永十一年の記録は村高だけしか残っていませんが、寛文六年の記録は残っており、その後明治維新まで、年貢徴収の基礎になっていました。総反別一一九町三反五畝一三步。総収穫高一五三九石五斗二升二合。座光寺村の村高は表-2でいう二〇三〇石四斗八升五合八勺ではなくて、四九〇石九斗六升三合八勺足りませんでした。そのことは信州伊奈郡郷村鑑「伊那記ともいう元文年間（一七三六〜一七四〇）の本」に次のように出ています。

右座光寺村は今高（元文ころ）二千三百三十八石一斗

七升九合八勺（実際の収穫高）。但し古高の内、寛文十二年子年御引渡しに（脇坂公から堀公に引渡しの時）四百九十石九斗六升三合八勺不足あり。後段々に改（開発して）出す（増やす）

寛文十二年（一六七二）に脇坂公が播州竜野へ去り、替って下野国烏山から堀公が二万石で飯田城へ入城してきたとき、座光寺村は表向きは二〇三〇石四斗八升五合八勺となっていたが、実際は一五三九石五斗二升二合しかなく四九〇石九斗六升三合八勺不足していたということでした。これらからして堀公の二万石も本当にあったかどうか疑問が残ります。そうしてまた天正一九年（一五九〇）に毛利秀頼が実施した伊那郡の太閤検地も、実際に測量したのでなく指出検地だったのではないかと思われます。

ここで先に問題として残しておきました、なぜ座光寺村が「下の村」だったのかについて、考えてみたいと思います。座光寺村では、現在でも本沢井がいつできたのか、絶えず問題にされています。天正一九年（一五九一）に村高が二〇〇〇石余だったとすれば、本沢井が無くては到底それだけの収穫高は確保できませんから、当然それ以前に本沢井はできていたであろうと考えられます。しかし、実際

の村高は一五〇〇石余だったとすれば、本沢井はまだ無かったか、あってもまだ初歩的段階であつたがために水便があまり完全でなく、そのため下の村に格付けされたのではなかったかと考えられます。大分横道へそれましたが、ここです実際の検地に付いて、もう少し話をすすめておくことにします。

検地は、田畑の一つ一つについて太閤検地の基準を元にその面積を測量し、周囲の環境や土質・肥えているか痩せているか、周囲との釣り合い等々を考えて、上・中・下・下々等の等級を決めます。その等級によって収穫高が異なるようにしてありました。それへ年貢の率をかけてその田畑の年貢高を決めました。上田一反歩の収穫高を決めるのには、一間四方の田一坪の稲を刈り取って粃が一升取れたとしますと、一反歩三〇〇坪で三〇〇升。それを粃摺りしますと粃穀が取れて玄米が一石五斗取れます。これを基準にして中田下田はそれぞれ一斗落ちにするというようにして、石盛り(収穫高)を決めました。したがって、村によって嶋田村のように上田一石七斗の石盛りの村もありました。その中から免七つ。七割年貢を納めれば後は農民に「免」じてやる。許してやる。ということでありました。島田村(現飯田市松尾)の上田は、石盛りは一石五斗でしたが免

が八つでした。

畑の方は上畑が下田に相当する収穫があることとし、下田の石盛りで米で納めることになっています。屋敷は上畑と同じ石盛りでした。新田には上田上畑はありませんでした。

領主はこのように検地をおこなって年貢を納めさせたのでありますが、その実施の方法には定免法(じようめんほう)と検見法(けみほう)二つの方法がありました。

① 定免法 過去数年から十数年の収穫量の平均を算定して石盛りや免を定め、原則として一定の期間中は豊凶にかかわらず定率の年貢を納めさせる方法。ただし大凶作の年には村方の申請で検見を実施し年貢の減免がおこなわれた。

② 検見法 毛見法とも書く。検見役人を毎年派遣して実収高を計り豊凶によって年貢の額を決定する方法。検見取りともいわれた。内見(村役人があらかじめ調べること)・小検見・大検見の三段階に分けて行なうのが原則であった。

両者には一長一短ありましたが、特に検見法でおこなわれると、毎年個人個人の額が変わって、村役人が事務がたまりませんし、役人も大変、経費も沢山かかりますので、

飯田藩では毛利公や京極公の時代はわかりませんが、脇坂公時代から堀公時代までずっと定免法でした。

3 新田検地と永流改め

堀公飯田藩では、右のようにしておこなわれた村中全体を調べる総検地は、脇坂公のを踏襲して自らは全くおこなわず、専ら新しく開発された田畑や、水害等で流された土地を復旧したときにおこなう新田検地をおこなうのみでした。これらの新田の内、飯田藩では脇坂公時代の新田を古新田と呼び、堀公時代の新田と区別していました。

永流れ改めというのは、大水害で復旧不可能なほど災害を受けた所は検地を受け、その田畑が回復するまで年貢を差し引いて貰いました。その検地を永流れ改めといいました。災害を受けても、来年までには回復するような被害の場合には、当流れといってその年の年貢だけ差し引いて貰いました。

三 座光寺村の新田開発

新田を開発した時には必ず新田検地を受けなくてはなりませんから、新田検地をみれば、どこがどれほど開発されたかわかります。脇坂公が寛文六年（一六六六）に座光寺村の総検地を行ない、それがそれから後の座光寺村の年貢徴収やその他の全ての基準になっていましたが、それ以後座光寺村では新田検地が二〇回ありました。

田の方では河原地帯が一位、一四町五畝で新田検地の田の八五％。畑の方は上段山地が一位で二七町二畝で八二％となっており、田は河原、畑は山地上段とはっきり別れていました。それをなお分かり易くするためドットマップにしてみました（図一三）。これをみますと、中段地帯では新田開発がほとんど行なわれていません。ということは中段地帯はすでに古墳・奈良平安時代から開発がすすみ、寛文頃（一六六一〜一六七三）までには開発可能な所、水田になりそうな所は全て開発され、もう開発の余地がなかったことがわかります。そうしますとこれ以後の座光寺村の新田開発は、上段と下段に限られてしまうことになります。

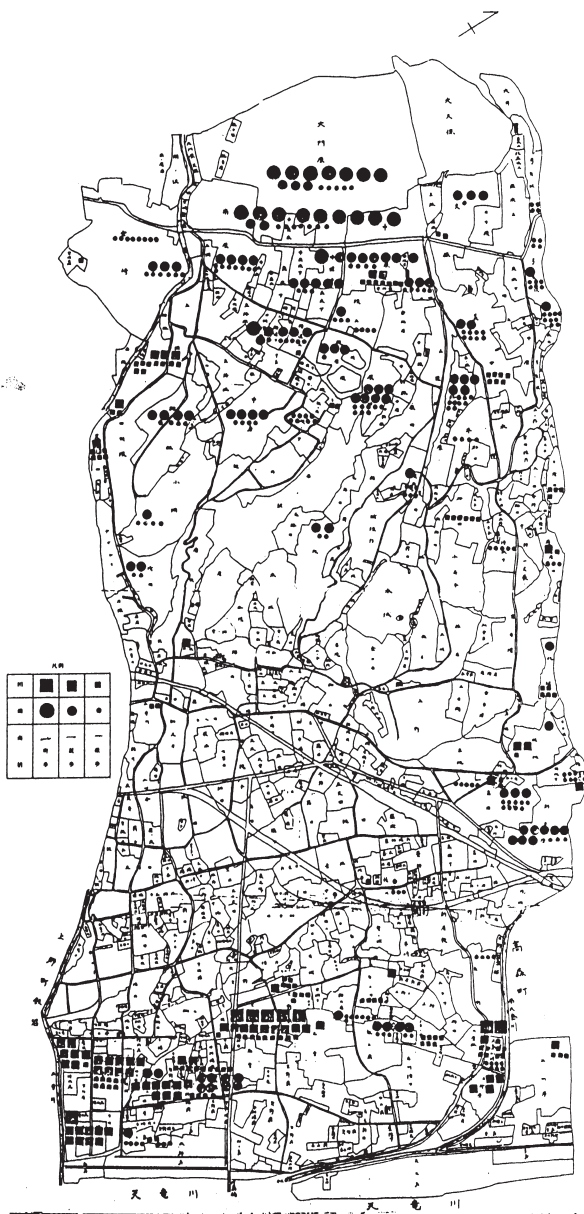


図-3 寛文6年以降新田開発地

表－3 座光寺村新田検地一覧表

年 号		座 光 寺 村 全 体			河 原 地 帯		備 考
		田	畑	合 計	田	畑	
寛文 6 年	1666	6640.0	5295.13	11935.13	854.24	18.01	総 検 地
寛文 8 年	1668	0.0	174.06	174.06	0.0	0.0	原分検地
延宝 3 年	1675	167.15	1612.18	1780.13	114.21	39.09	
貞享 3 年	1686	80.12	204.06	284.18	78.00	34.15	
元禄10年	1697	416.00	0.21	416.21	416.00	0.21	
〃 16年	1703	231.18	5.00	236.18	217.24	5.00	
宝永元年	1704	19.06	0.0	19.06	19.06	0.0	
〃 3 年	1706	2.00	0.0	2.00	2.00	0.0	
〃 5 年	1708	77.18	0.0	77.18	77.18	0.0	
享保 4 年	1719	175.21	124.15	300.06	68.18	15.03	
〃 15年	1730	26.06	179.10	205.16	15.24	0.0	
延享元年	1744	281.09	88.24	370.03	270.00	88.06	未満水復旧
寛延 4 年	1751	0.0	22.00	22.00	0.0	0.0	
宝暦 3 年	1753	115.06	17.00	132.06	115.06	17.00	
明和 6 年	1769	31.21	43.12	75.03	10.00	0.0	
文政 4 年	1821	2.27	4.13	7.10	1.01	0.10	
天保 4 年	1833	2.20	0.20	3.10	0.0	0.0	外河原西改
〃 10年	1839	10.13	10.03	20.16	0.0	0.0	
弘化 2 年	1845	0.0	3.15	3.15	0.0	2.18	
嘉永 4 年	1851	0.0	494.25	494.25	0.0	0.0	
安政 4 年	1857	0.0	278.09	278.09	0.0	0.0	
		1640.1	3263.17	4903.29	1405.28	202.12	大門原開拓 〃

次に二〇回の新田検地を年次別に一覧表にしてみました
(表一三)。これを見て一目で分かりますことは

① 元禄一六年(一七〇三)迄は町歩単位で盛んに開発
されていたが、それ以後は急に少なくなった。

② 享保四年(一七一九)一五年(一七三〇)に多くなっ
たが、この年は他とちがい河原地帯の開発が少ない。

③ 延享元年(一七四四)はまた増えているが、特に河
原が多い。

④ 宝暦三年(一七五三)が次いで多いが、この時は河
原ばかりだ。

⑤ 明和六年(一七六九)以後、河原の開発は皆無になっ
てしまった。

⑥ 嘉永四年(一八五二)・安政四年(一八五七)に畑
の開発が突出している。

ということであります。

次に河原地帯の方をみますと、特に目立つことは、元禄
一〇年(一六九七)と宝暦三年のときは、村全体の新田開
発は全て河原地帯であったことであります。その外の年を
みましてもその大部分を河原地帯が占めています。では河
原地帯のどの辺が開発されたのでしょうか。

四 座光寺河原の新田開発

1. 用水によって分けられる三つの地帯

河原地帯を考えると、中段からの捨井が潤す地帯と、
天竜の水を引き入れて潤す地帯に分けられると思います。
そして捨井が潤す地帯を更に二つにわけて「1」と「2」
とし、天竜川の水を引き入れた地帯を「3」の三つに分け
て考えるのが都合がよいと思います。「1」は主に白山下
井の捨井と高越井の潤す地帯、「2」は本沢井の捨井の欠
野沢井・がまぶち井、名なし井の潤す地帯、「3」は天竜
から取り入れた内井・中水門・水神井の潤す地帯であり、
これらのどれも水には全く困らない場所であります。しか
も「1」「2」は段丘崖の真下で河原の奥でありますから、
水害の心配も比較的少ないところであります。

そう考えますと、元禄一六年(一七〇三)頃までの水田
開発はこの図一4水路図Ⅱに示す「1」「2」の地帯であっ
たろうと思います。また寛文六年(一六六六)の総検地の
とき河原地帯にあった耕地八町七反三畝二五歩も当然この
所であったと思います。この地帯でも大洪水でもくれば忽

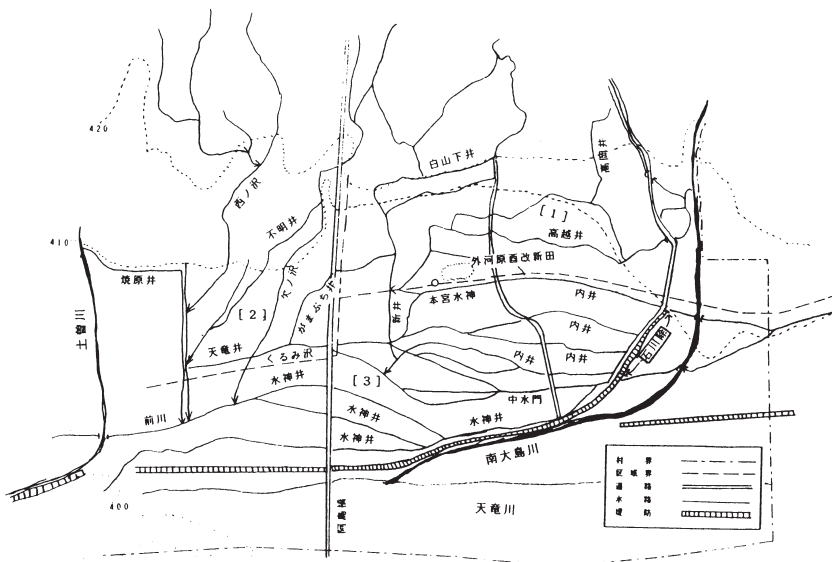


図-4 水路図 II

ち流れてしまいました。いくら奥まった所でも流失は免れませんでした。しかし宝暦（一七五一～一七六四）以後は流失していません。

2. 河原の新田開発の問題

① 元禄一六年以後新田開発が極端に減ったのはなぜか。元禄一六年を境に新田開発、なかでも水田の開発が一頓挫したことはなぜか。簡単に推量すれば、堤防もなく無防備で開発できる所は、大体開発し尽くしてしまったのではないだろうか。これは全国的な傾向といわれています。徳川幕府になってから一〇〇年、平和が続き各大名はこぞって新田開発を奨励しました。全国的に耕地が増え、そのため食糧が確保されて豊かとなり、人口が増加し、商工業も発達、江戸の町人が栄え、世に言う元禄文化が興った時代がだいたいここまででした。

当飯田藩でも脇坂公が盛んに開墾を奨励しました。その影響もあって、座光寺村でも盛んに開墾が行なわれ、可能な所は開墾し尽くし、その残りが宝永に回ったのではないだろうか。余談になりますが、その時奨励策として年貢を少し低めに決めたのではないだろうか。後になって各藩とも財政が苦しくなりだし、飯田藩でもこの時期だけ年

貢を増すようにしました。それについては新田増米の所でお話しします。

② 享保四年（一七一九）・同一五年（一七三〇）は村全体の
新田開発は多いが、河原地帯は少ないのは何故か。

これは享保四年から四年前にあたる、正徳五年末年（一七一五）に世に未（ひつじ）満水という、三六災害と比較される大洪水に襲われ、座光寺村も大被害を蒙りました。その災害を受けた耕地を復旧し（これを起し返しと言います）、その場所の検地を受けたのがこの両年で、新しく開墾したものではありませんでした。

未満水というのは、同年六月長雨が降り続くうちに、座光寺山が山津波（土石流）を起こし、それが流れ下ってきて大被害を蒙った災害でありました。被害は田四町六反一畝一步。畑五町二反一畝二二歩。合計九町八反二畝二二歩で、南大島川沿いが特にひどく、田二町五反八畝一四歩、畑四町六反九畝六歩、合計七町二反七畝二〇歩で、全体の七六％でした。ちなみに土曽川沿いでは、田一町一反六畝一六歩、畑七畝二六歩、合計一町二反四畝一二歩で、南大島川沿いの六分の一でありました。河原の被害はわずか二反五畝一五歩でありました。これらの起し返しが行われ、享保四年と一五年に検地が行なわれたわけであります。

◎外河原の新田開発

ここで、後に出てくる御見取と関係するので、外河原の新田開発について触れておくことにします。

享保四年
新田 検地 名 寄 帳
伊兵衛下

右のような横長の帳面の中に「外河原新田畑取覚」という項目で、個人個人がこの田を何ほど、畑を何ほど開発し、年貢を何ほど納めることになった、というように記してある帳面があります。それと享保四年の新田検地帳とを照らし合わせてみますと、それらの人の名前、小字名、面積がぴったり一致しておりました。座光寺村は年貢を二〇〇〇俵以上納めることになっていましたから、庄屋が二人いて農民を二つに分けて年貢などを集めていますので、伊兵衛下の分だけでは享保四年の河原地帯の新田検地の合計になりませんが、もう一人の庄屋の分を合せば一致すると思います。

ところが同じ名寄帳の続きに「高へ入れ申さず候」（村高と一緒に計算しない）という見出しをつけて、前に書いて

てあったと同じように個人個人の名前で新田畑の面積・年貢高が記されており、合計しますと四三人で田二町一反一〇歩、畑七反二畝九歩。取米（年貢米）一七俵三斗二升四合。となっています。この面積・取米は村高に入れず、別に年貢米だけは納めるということであります。これは村で内緒にしたのではなく、藩の御代官と相談してそうしたものと思います。何故このようなことをしたのか。後の「御見取」の所で詳しく説明しますが、要するにこれらの土地はいつ大水で流されるか、今年一年もつか、来年まで流さずにあるか、流されてしまうことは間違いない。当座のことだから、それを村高に入れて流れた度ごとにやれ永流れだ、当流れだと検見（検地の小規模の時は検見とか見分とか言いました）をして村の総年貢高から引いたり足したりするのは実に煩わしいから、村高には入れず、年貢だけは納めるようにしたものと思います。

この享保四年のと全く同じ帳面が享保一五年にもありました。中身を見ますと末尾に、田五反七畝三步、畑四反四畝二三歩、取米八俵二斗二升四合、となっています。これも四年のときと同様に処理されたものと思います。

現在の天竜川の両岸はきれいな護岸堤防が構築されていますが、それでもその護岸堤防の内側の堤防によった所

や、堤防から離れた中央部辺りに、砂地が有ったりして河川敷きなどと称して運動場や野菜畑などに利用されています。今から二五〇年も三〇〇年も前、護岸堤防も全くない時代、川幅ももっと広く、両岸には荒れ地も多く、中央部辺りには本瀬や中瀬に挟まれた、雑草の密生した平らな中州や砂礫地があったにちがいありません。大水で流れればそれまで。手を付けてみたいと思うのは誰しも同じだったろうと思います。

③ 延享元年（一七四四）に特に河原の新田開発がおおいのは何故か。

先の享保頃、座光寺村の河原から別府村へかけて大きな中州ができていました。それを見てそれに大胆に挑戦する人が現われました。飯田町伝馬町の甚蔵という人で、元文二年（一七三七）十一月、中州へ水を揚げて水田に開発したので許可してほしいという、次のような嘆願書を飯田藩へ提出しました。その完成が③の解明になりました。

天竜川中州の新田開発に関する文書の意訳をのせます。

新田のことについてのお願い

一天竜河原の座光寺村から南条村迄の新田開発のことについて十四年前にお願い申し上げお許しがあり、その

時助成として大島山を下さる様に話が出来ましたところ、大島山の方から差しさわりが出てきて駄目になってしまいました。

その後、方々の人達にその計画を見せ相談しましたけれど、座光寺河原の中ヶ島へ水を揚げるのが難しく、殊に堤防を作る場所が危ういということで出資する人もなく、やむなく数年たってしまい実に残念でたまりませんでした。そこで今度また改めてお願い申し上げます。

恐れながら、私の計画では中ヶ島へ水を引き揚げることはたやすいことで、それには弓矢の沢（南大島川）の押し出しの所（大島川渡の辺）へ、長さ百間余の堤防を作るようにします。その費用は古金で四十両程かかると思いますが。それは正金でも良いし正永寺山をお払い下さっても、どちらでもよいから、下されば堤防を造り水田を造るようになります。中ヶ島へ水を引き揚げることは格別の方法があります。その普請に古金にて二十両程必要であります。この井水を引くことは皆できない事だと思っているようでありますが、私は楽に水が揚がる様にできると思っています。

試しに仰せ下されば、私の考えで出資元を探しだし井普請をしたいと思えます。費用の金二十両は水田ができ

ました時、田地へ割り付けて無年貢の間（新田を開発した時にはその年を含めて三ヶ年間は無年貢でありました）に二十両を済ませてしまうようにします。お許し下されば来年の春には早速取りかかりたいと思います。

万一見込違いで損をしましても、私の家屋敷を売り払って償いをし、お上へは少しも心配を掛けるような事は致しません。

井普請ができましたならば、でき具合を検分して、右堤防の費用四十両分の御林を下さるようお願い申し上げます。一先年お願いしました時には、いまだ天竜が退いていませんでしたので、危ないように見えましたけれども、この間に川も退き、地形も落ち着きましたから開発ができるものと思えます。

右二ヶ所の普請を仰せ付け下されば、座光寺村や南条村付近の者たちが争って来て、良い場所を見付け取り合いになると思えます。条件の良い所、悪い所を組み合わせ、村中へ相応に割り付け下されば、座光寺村から別府村迄、幅三町、長さ二十町余の土地が全部水田になります。どこの国の新田でも、水争いや草刈り場の事など色々問題が付いて回り、差し障りがありますけれども、この土地は特別で、川の行き次第、働き次第の良い田所

であり、永々捨て置かれたことは余りにも嘆かわしい事
でありますので、恐れ多いことも顧みず、きまりにも無
いような法外な書き付けを差し上げることになりました。

畏れ多い事でありませうけれども、来年の午年から卯年
迄の十年の間、今迄のような河原とお思い下され、初め
の三ヶ年は無年貢で、残りの七年の年貢には普通の年貢
に二割を加えて計算すれば四千五、六百俵にもなる所と
存じます。もし無年貢の年を延ばしていただければ、当
座の経費が少なく済み、数年来の願い大望がつつがな
く完成でき、少しも早くお年貢を御上納できるようにな
り、そのように願えれば有難いと思っています。

尚細かいことは口上にて申し上げお願いしたいと思っ
ております。以上であります。

元文二年（一七三七）十一月二日

願い人 甚 蔵

御代官様

という願い書を出しました。中ヶ島へ水を揚げるために、
南大島川渡のあたりへ長さ一〇〇余間の堤防をつくる。と
なっています。この堤防は費用は四〇両かかるといって
いますが、後でお話します石川除は、一二八間で三〇〇余両

かかっていますから、それから見ればただ水を引き込むた
めのものかと思えます。つぎの請け書や村々からの誓約書
を見ますと、畑ヶ島から天童の水を揚げることになって
います。中ヶ島、畑ヶ島という所が出てきますが、現在の小
字地図へ当てはめてみて、果してここだったかどうか大変
疑問が残ります。

当時の飯田藩は財政難で苦しんでいる最中、内容をみれ
ば甚蔵が出資者を見付けて建設し、損をしても自分が一切
の責任を取るということで、莫大な年貢が入るということ
ですから、藩にとってはこんなうまい話はないと思います。
飯田藩は当然許可しました。翌年四月甚蔵は身元保証人源
次郎と共に次のような請書を差し出して工事を始めました。

差し上げ申す一札のこと

一、座光寺村の天龍川原の内、畑ヶ嶋と申す所から天龍
川の水を揚げ水門とい（樋）の長さ三間、川除五十間、
乱杭二ヶ所、長さ三十間、内に藤籠を伏せ、控を入れ、
取り付けの川除を作ります。

飯沼村前にては内川、深さ六尺余、差渡し二十間余は
藤籠にて堰切り、この水ともに井水に用い南条村迄通し
ます。井筋二十丁余、所々に土俵・志がらみ（柵）を作

る積もりであります。右入用古金二十両の内十両は、私
が才覚し、材木・藤・金物を調べます。御上より下さる
十両は大工・木挽き・日雇賃・扶持方の入用にして取り
掛ります。

右古金二十両の返済の方法は、川通りの百姓衆が新田
を開発し、作物を作り始めた年から三ヶ年の無年貢の間、
田地一反につき歩銀六匁ずつ私方へ受取り、それをもつ
て私が才覚した十両を済ませ、それ以後右の歩銀にて御
上より下された十両を間違ひなくきつと返済いたします。
当然検地以後は御年貢を差し上げます。

川の長さ二十町余の間の所々に林を作りたいと思いま
す。この立木は外より一切切り取らないように申し付け
ていただきたい。

右のように願ひ上げ申しました処、仰せつけ下され有
難き幸せに存じ奉ります。古金十両下され確かに受け取
りました。早速普請に取りかかり御為になりますように
私の情分限、井筋が成功しますようにします。

万一普請途中で満水にあひ流失したならば、御見分の
上入用金は御了見次第にしてくださいさるようお願いしま
す。後日の為証文このように差し上げます。

元文三年四月

請負人 伝馬町 甚蔵
請人 同町 源次郎
御奉行所

読んでみますと昨年一月に願ひ出たのより、さらに詳
しく計画されています。また仰せ付けられ有難き幸せとあ
り、古金一〇両確かにうけとりましたとありますから、聞
き届けられたわけであります。それについて村々からは次
の誓約書を奉行所へ差ししました。

差し上げ申す一札の事

一、今度座光寺村川原畑之嶋という所から天童の水を井
筋に揚げることに付いて、請負人伝馬町甚蔵へ仰せつけ
られ、井普請を始め所々へ川除を作ることについて、私
共に村々川原新田情分限開発するように仰せつけられか
しこまりました。

右天童新井に開発しました田地については作物を作り
出した年から三ヶ年の無年貢の間、田地一反歩につき、
歩銀古銀六匁ずつ、請負人甚蔵方へ差し出します。井
水掛りは、川原の内甚蔵の分も新田を開発させる様にす
ること。川の長さ二十町余の間に川除を所々に作ること。

甚蔵が林を作る筈であること。この所の木や草共に一切伐らないこと。右の事柄を仰せ付けられ承知いたしました。後日の為このように証文を差し上げます。

以上

元文三年午四月

座光寺村惣百姓代	勘	助
飯沼村惣百姓代	平左衛門	助
南条村惣百姓代	小右衛門	
別府村惣百姓代	庄右衛門	
(長百姓・組頭・庄屋一五名略)		

御奉行所

このように村々が賛同し協力して、新田開発が行なわれました。いつ完成したのかわかりませんが、それが成功したのではないかと思います。元文三年から六年後の延享元年(一七四四)に検地が行なわれました。その検地が③の検地ではなかったかと思えます。座光寺村の河原地帯だけで田畑合せて三町五反八畝六歩の新田が開発されたわけであります。これの子の新田といいました。

甚蔵の差し出した願文にある通りに完成したとすれば、長さの一町は六〇間ですから、幅三町という和一八〇間、

長さ二〇町は二二〇〇間。そうすると二一万六〇〇歩(坪)ということになり、面積の一町歩は三〇〇〇歩ですから、それで計算しますと二一万六〇〇〇歩は七二町歩ということになります。話半分としても三六町歩。しかも藩からの出資は願文によれば古金四〇両、それも正永寺山でもいいのですから、藩にとってはほとんど出資せず、棚ばた式のことだったと思います。これも宝暦三年(二七五三)の洪水で流失しました。こんな事ができるのなら、外にもそのようにできる所がないかと誰も思うに違いありません。

飯田藩では財政難で困っていました。郡奉行の黒須楠右衛門(後の宝暦一年に千人講を発案実行し、千人講騒動を起こした人です)が、下市田河原へ惣兵衛堤防を考えたのも、甚蔵の事業と何か繋がりがあったのではないでしょう。惣兵衛堤防は寛延三年(一七五〇)に着工し、宝暦二年に完成しました。総延長八一間。馬踏み(堤防の上面)八間×二間。根敷一〇間×四間で先の方は段々狭まっています。川に面している石積みは、高さ二間×二間二尺。急傾斜の一段積みでありましたが、根元というか初めの所から三〇間程は二段に積んでありました。石垣は六×七尺に高さ四尺位の大石を乱れ積みに積み上げてあるので、壁

面は大変に不規則で凸凹が多く一大岩壁のようになっており、中央と先端に出っ張り（刃）を作り、洪水をはね返すようにしてありました。堤防工事と一緒に、大井（天竜井ともまぶ井ともいう）という用水路も作られ、天竜の水を取り入れ（その後取り入れ口は何度も変わりました）、堤防の所から座光寺村境までの耕地を灌漑するように作られました。この惣兵衛堤防の完成で座光寺村の河原での開発も大いに進んだと思います。宝暦三四年に検地を受けたのが、「外河原西御改新田」と呼ばれる特別の場所でありました。それでは「外河原西御改新田」とか「御見取」とはどのような場所であったか説明したいと思います。それには次に載せた「皆済目録」（かいさいもくろく）で行なうのが良いと思いますので、それを使わせて貰います。

座光寺村善右衛門下辰御物成皆済目録

一、米千四拾六俵六升四合壹勺壹才	御定納	A
但本田新田畑田相米共に		
一、米三俵壹斗四升四勺	新田増米	B
但古新田より享保四年亥御改迄		
一、米貳俵三斗八升九合壹勺	柿相米	C
一、米三俵七升八勺	外川原西御改新田	D

一、米百六俵三斗三升	御見取	E
一、米二十六俵二斗六升	御種貸 元利	F

但元米貳拾俵貳斗

ノ千百八十九俵五升四合四勺壹才

（中略）

右の通り御蔵に納め置き、御預かり申し候ところ実正に御座候

然る上は火事、盗人、たとえ御所替え（領主の交代）

その外、如何様（いかよう）の儀御座候とも、総村中相わきまえさせ、御勘定仕り差し上げ申すべく候。其の為印形仕り差し上げ申し候。

天保三年十二月

座光寺村惣百姓代 善次郎 印
同 村長百姓

組 頭
庄 屋（十一名略）

以上が皆済目録の内容です。

辰御物成とは辰年の年貢、皆済目録とは全部納まった書き付けとあります。藩では毎年五月頃「今年はいくら年貢を納めるように」という年貢割付状を各村々へ

よこします。これは前に説明しましたが飯田藩では定免法でしたから毎年大体決まっていた。それによって庄屋は村の百姓から年貢を集め藩へ納めるわけです。

目録を見ますとAからFまでの項目があり、(しめて)千百八十九俵五升四合四勺壹才とあります。と合算して今年はこれだけ年貢を納めよということです。と千百八十九俵五升四合四勺一才であります。

右の通り蔵に入れて預かっておきます。たとえどんな事が起こっても村中で弁償いたします。というもので、この書付けた目録を藩へ提出すると、正式には藩では目録の裏側に領収した証明を書いてくれます。しかし大体その証明書きは略されます。村ではこのように米を預かっていて、藩から指図がくるとそこへ運び、大体翌年の八月頃には郷蔵の分も出払ってしまいます。そうすると藩から役人が来て間違いがないか確かめ、少しばかり残っておれば仕切り勘定をして帰ります。それで年貢事務が終りになるわけです。

それはさておき、大事なAからEまでの項目の説明をします。Aの御定納というのは但し書きに書いてあるように、本田や新田について集めた年貢と、畑を田に直した時石盛りと免が違いますからその差額分(畑田あいまい)を合計

した数量で、これが年貢の本体を占めるものであります。

次のBはこれも但し書きにありますように、古新田(脇坂侯時代の新田)から享保四年の検地を受けた新田(田だけでなく畑も)は、今迄の年貢の外に、その高の一割五分増の年貢を納める、その合計です。増した理由は、年貢が軽すぎたからです。これは享保一九年から上納するように決めました。つぎの柿相米(かきあいまい)は柿の木一本につき米三合。次の外河原西御改新田(そとかわらとりおんあらためしんでん)とは外河原はそういう西年に検地を受けた新田ということ。その年貢米。次の御見取とは御見取場という場所から納める年貢米のことです。「外河原西御改新田」というのは宝暦三年(一七五三)の検地をうけた新田でありました。

宝暦三年の河原地帯の新田検地の面積は一町一反五畝、年貢高は一〇俵三斗一升七合二勺でありました。この年貢は宝暦三年に検地を受け四年から納める様に検地帳に書いてあります。

現在両庄屋の史料が揃っているのは、文政三年(一八二〇)から天保一三年(一八四二)迄の二二年間ですが、この中から外河原西御改新田の項を見ますと、宝暦三年の検地の時の年貢高と全く同じであります。これは明治四年

(一八七一) までほとんど変動がありません。これは河原地帯のことを考える時に大変大事な事で、この地帯は年貢が減っていない、いい換えれば水害を受けなかったことの証明だと思います。多少浸水などの害は受けたことはあるでしょうが、年貢を減じて貰うような害は受けなかった。安全地帯だった証明になります。

では西御改新田は何処だったかといえますと、図―4に示しておきました、本宮水神の北の所であります。

⑤ 明和六年以後河原の新田開発はほとんどなくなってしまうが何故か。

先に享保四年の新田検地の時、河原地帯で村高に入れないで年貢だけ納めるようにした耕地のあることを話しました。それが享保一五年にも有ったことも述べました。「江戸時代の耕地の一つに開発直後や山間地又は原野の間にある地味の劣っている田で反別(面積)だけを丈量し、本高の中に入らず、凡その見当で年貢を課した土地のことを見取場という」と日本史用語辞典に出ておりました。座光寺村にも宝暦八年(一七五八)から明治四年(一八七二)まで、時には抜けていたり片方だけの時もありますが、「座光寺村理兵衛下寅見取り収納帳」というような見取り収納帳が揃っています。これら二つの事からして座光寺村の河

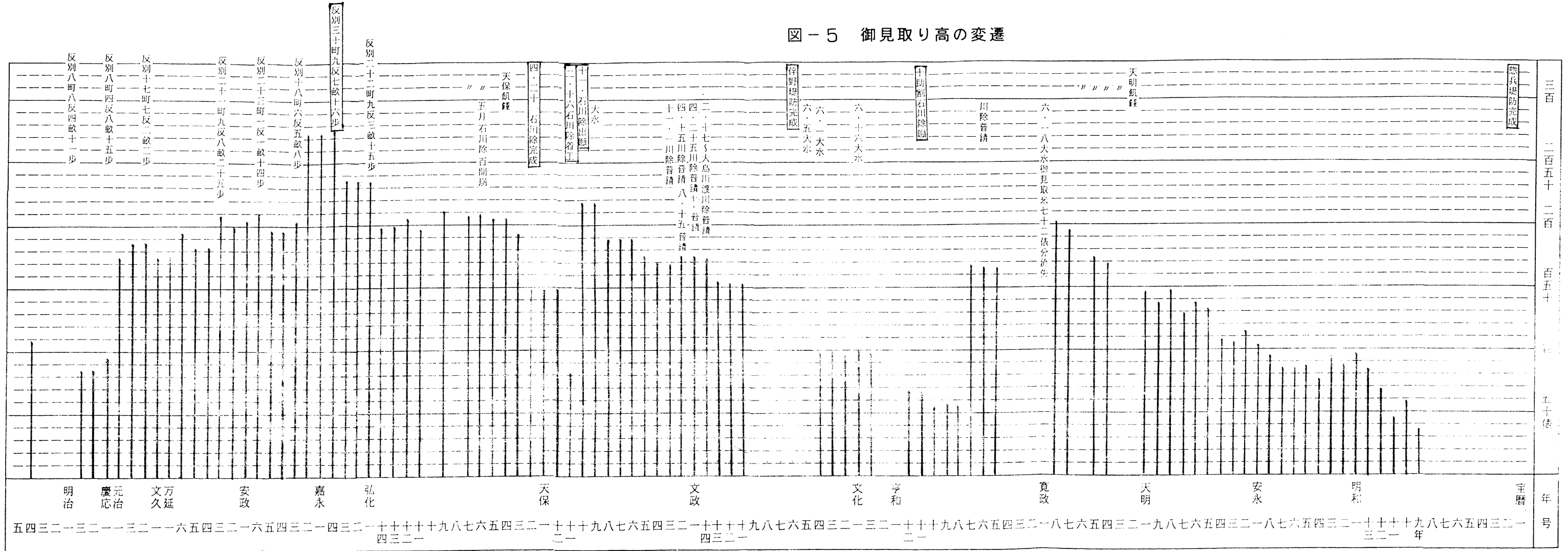
原地帯にお見取場があったことがわかります。

では、お見取場というものがいつ頃からあったのか。宝暦二年の記録の中にお見取という語がでておりますからその頃、あるいはそれ以前から使われていたかもしれません。

次に座光寺村のお見取場はどこだったのが問題になります。それについて明治六年から九年にかけて座光寺村では地租改正のため田畑等の一筆毎調査を行ない、それが何冊もの地引帳になって残っています。そのなかの河原地帯の部分になりますと、小字名の肩の所に朱書きではっきりと「大縄場」と記してある所が沢山あります。その小字名を現在の土地台帳に当てはめてみても、明治二六年(一八九三)か七年前、全部小字名・番地を変えてしまいましたので、番地や小字名ではわかりません。

ところが弘化三年(一八四六)三月、庄屋で土木事業や測量技術にすぐれていた北原民右衛門が、二間を一分の割合で縮尺して書き、画家に複写させた河原地帯の地図があります。その裏面に多分地租改正の地引帳を作った人のうちの誰かが書いたと思いますが「大縄所図」と書いてあります。墨質も筆跡も全然違いますが、明治の地引帳に記載されている大縄場の場所の参考にしたものと思います。大縄場とは辞典によると「新開すべき土地の回りを丈量して

図-5 御見取り高の変遷



その反別を定め、鎌下年季（くわしたねんき：無年貢の期間）のうち、高の外にしておくものを言う」とあり、ニュアンスは多少違いますが、この大縄所をお見取場と考えてもいいのではないだろうか。座光寺村では江戸時代にはお見取場で、明治になってからは大縄場と言ったのではなかったかと思えます。これを見ると、上の部分の中央に本宮水神の森が描かれており、それから右へ寄った所に石川除があり、大島川が流れています。右隅には天竜井が流れてきています。この地図を見たところでは、大縄場即ち御見取場は本宮水神と石川除北西端を結んだ線から天竜川方向の所だったと思います。そうしますと図14の「3」の地帯、天竜から水を取り入れた内井、中水門、水神井の潤す地帯がお見取場ということになります。本宮水神の北にある外河原西御改新田のあたりは古田と書かれており、石盛りや免によって正規の年貢を納める所になっています。

以上のことから宝暦年代（一七五一～一七六四）以後は新田開発は全てお見取場地帯であったから、その新田は村高には入れませんでした。従って宝暦・明和年代（一七五一～一七七二）からの新田検地帳を見ると河原の開発は零であることがお分かりになったと思います。

五 御見取場の新田開発

1. 順調に進んだ新田開発

前の項で座光寺村の御見取場の場所がわかりました。それらがどのように開発されたか具体的にはわかりませんが、納められた御見取米から推察することになります。

宝暦二年（一七五二）からお見取制度になりましたが、お見取制度になる前は、享保四年（一七一九）の新田検地で村高に組み入れない耕地があり、それが享保一五戌年（一七三二）の検地でも、村高に入れない年貢米のことを「戌新田」という名称で納めさせられていました。又その次の検地の延享元年（一七四四）迄続き、延享元年が子年だったことから、「子新田」という名称に変わり、子新田米〇斗〇升というように納めさせられていました。それが宝暦二年から御見取という名前になりました。

さてその御見取米が（資料の関係から宝暦一〇年から）年々どう変化したかを見るために棒グラフにしてみました（図15）。これを見ますと宝暦一〇年（一七六〇）から新田開発は年々どんどん増加し、天明の飢饉も何のその同八

年（一七八八）には御見取米だけで二〇〇俵にもなりまして。安政三年（一八五六）の所を見ますと二〇八俵で御見取場反別を見ますと二〇町歩余になっています。大縄場地図（弘化三年：一八四六）が書かれた翌四年が最高で三〇町九反歩余でありましたから、それと比べると天明八年の新田開発も大したものだったわけであります。この偉大さも一口で言えば惣兵衛堤防のお蔭であったと思います。

2. 安永の用水井開発

このように良くなったのには色々な努力や工夫があったことと思います。その一つに次の引水のことがあります。天竜の流れによって出来た広い河原には、前にもあったように田用水の揚がらない場所が出てくるのは当然であります。そこを何とかしたいと思うのも人間の欲であります。

惣兵衛堤防を作った時、大井（天竜井）を作ったことを前に話しました。その井の余水が下市田村の座光村寄りの所で捨てられていました。それに目をつけ、引水してくることを考え、村で相談し藩へ願ひ出しました。藩で試してみたいところ調子が良いことが分かり、正式に工事をする事になりました。その時下市田村を流れている黒沢川の水には絶対に手を付けませんという誓約書を下市田村と飯田藩

へ提出しました。次の証文がそれであります。

差し上げ申す一札の事

一、当村の川原新田に地の高い場所があり、水が掛からないので、右場所を御見分の上、水が良くなるようにして下さいとお願いしましたところ、御見分して下さった上、下市田川原に余水がありましたのでその水を引いてきて下さるということで、長さ七十程、井の底二尺程の井筋を掘って通して見て下さったら高い場所へも水が良く掛かりましたので、右の井筋を新規に掘り通すように仰せ付けられ、有難く存じます。

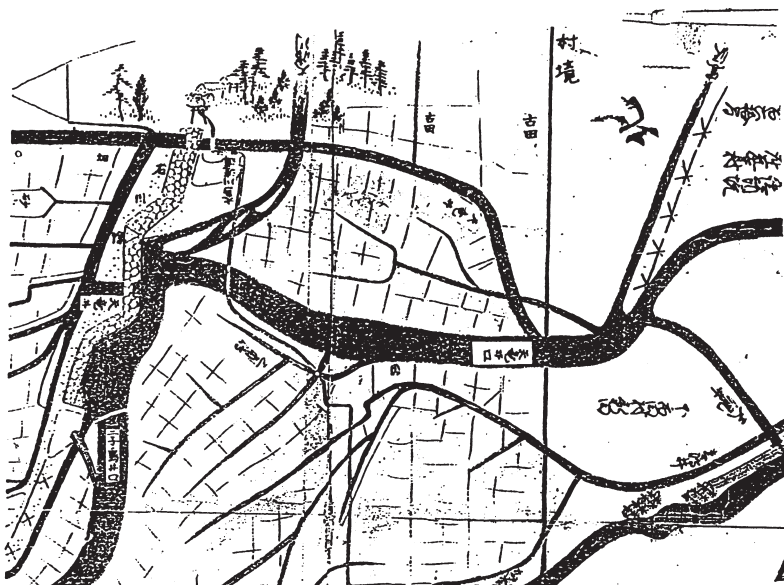
しかし右の水を掛けて来るとき黒沢井口々々へ行って水を引いて来ることは決してしないように仰せ付けられかしこまりました。万一それに背いて黒沢井口へ行って水を引いて来るようなものがありましたならば、どのような罰もお受けします。右のため御請け印つかまつり差し上げ申します。

以上

安永六年西七月

座光寺村井掛惣代

二名[㊦]



図－6 石川除付近図（弘化3年）

上郷
御代官所

同 村 庄 屋	同 村 組 頭	同 村 長 百 姓
二名 [㊤]	二名 [㊤]	二名 [㊤]

この工事は下市田河原から長さ七〇間の新しい井筋を掘り起こした大工事であったわけであります。この井水はどこを通りどこを灌漑したか分かりません。図－4を見ますと村境の所で二つに分かれています。弘化三年（一八四六）の大縄所図（図－6）を見ますと、右上隅の方から黒沢川が流れて来ており、天竜井が村境の所で二つに分かれています。図－4では石川除の下をくぐってからいくつもの内井、中水門に分かれています。安永六年（一七七七）の時の井筋はこのどちらかかと思えます。これらの水は図－4のように御見取場の大部分を潤し、くるみの沢に集まり、中段から流れてくる余水と一緒に、座光寺村の天竜井となつて土曽川の川底を隧道でくぐり飯沼村へ通じていました。しかし三六災害のとき、この隧道が破壊され改修不能になってしまい、その直後に行なわれた耕地整理のとき、天竜井の水は前川へ合流され、隧道で飯沼村へ行くように

改良されました。現在でも高森町下市田の大井の取水口の補修改善・移転工事の費用は、高森町三、座光寺二、上郷町一の割合で分担しているそうです。

さて、安永六年に前記の誓約書を入れて工事を進めたとしても、その年やその次の年に新田ができるわけがありません。四、五年経って御見取り米に現れてくるのではないのでしょうか。それに該当する年の資料が欠けているのが残念ですが、天明の飢饉の時もグラフの様子から見て順調に増え続け、天明八年の状態にまでなったものと思います。

3 寛政の大災害と川除

天明八年には御見取米も今迄の最高の二〇〇俵にも達しました。このまま続けばいいのですが、そうはいきませんでした。

寛政元年（一七八九）六月一日から降り出した大雨が四日間も続き大洪水に見舞われました。

川々は満水し、新田（御見取場）の畑ヶ島・大島通りは残らず流失。土曾川や大島川には砂がつかえ、水田へ乗り込み、四日間日々防ぐ。

御見取場七十二俵余、大島川通りにて本田二反余流さ

れる。樹木一尺回りより二尺回り迄、七十本余流失。

と記録されている正徳五年未満水以来の大水に出会いました。どの程度減じたのか、その時の記録が四年間欠けていますのでわかりませんが、同五年には一六六俵にまで復旧しました。同六年には再びこのような災害を受けないように応急工事を施すためでしょうか、藩から下賜された

一、大籠二十六間半御預かり

一、金十八両一分二朱と銀五匁四分八厘三毛竹・木代として御渡し下さる

一、人足四千八百三十四人半 一人一日二合五勺宛この扶持米三十俵八升六合二勺五才下さる

との記録があります。

このような応急工事を施したままになっていたお見取場に、天竜の流れが変わり本瀬でも流れてくるようになったのでしょうか、どういう事が起こったのか資料がなくなってわかりませんが、寛政八年（一七九六）に御見取米が五五俵に減じてしまう一大災害が起こりました。これを復旧するために十助が先に立って同年に川除普請を願ひ出しましたが、聞き届けられず、同一一年に村役人を通じて再度次のような請願書を藩へ提出しました。

恐れながら願ひ上げ奉ります口上書きの事

一、去る辰年（寛政八年）に願書を差し上げて置きました大島川渡へ川除を作る普請を仰せ付け下さいますよう御願ひ奉りたく存じ奉ります。

御普請のやりかたは、大石にて根本に松丸太の筏を敷き、其の上に根敷き十間、高さ一丈、長さ六十間。但し末の方二十間は根敷き五間。下市田村大川除の方法に築き立てれば何程の出水があろうとも流れるようなことはないと思います。御普請の費用は金子五百兩に正人足七千五百人ばかりで、右の石垣が出来ると思ひます。なおまた金子は金主方から一割五分の利息で借受け十ヶ年済まし崩しに元金も済ませるようになしていただきたいと存じます。それにはどうか去る寛政八年に流失した新田御見取の分を右の金子の十ヶ年の済まし崩しの利息金に下さいますようお願いいたします。

けれども新田持ちの人達が特別に精を出して新田開発をして、初めの三ヶ年の内は新田の利益だけでは済まし崩しの利息金も不足しますから、どうか御役所から急難の場所の川除の入用金と思つて一ヶ年に金三十兩ずつ未年（今年）から申酉年（来年、再来年）迄の三ヶ年、更に次の戌年（一八〇二）から辰年（一八〇

八）の七年間は一ヶ年に十五、六兩ずつ都合十ヶ年の間右の金子を下さるようお願い申し上げます。

右の通りにして下されば五百兩は相済になります。そうすれば御役所の出金も軽くなり、川除も丈夫に出来上がります。そのうえ又新田持ちの者が格別に精を出して、新田開発しますれば未（一八一）申（一八一）兩年には流失の分残らず田地になることは勿論、外にも開発の場所が沢山出来まします。右石垣が出来上れば、飯沼村・南条村前までもお役に立つようになるものと思ひます。

かつまた川除仕上げの事は未（寛政一一年）申（寛政一二年）の兩年には築上げ差し上げることになります。もっとも大石は高岡・新井原・久保通りに沢山ありますから、右の企て何卒御慈悲をもつて御聞き届け仰せ付け下さいますれば有難き幸せに存じ奉ります。

寛政十一年未二月

座光寺村

十助

御代官所

この請願が聞き届けられ、八月に藩から次のような人足扶持米が下げ渡されました。

覚

一、人足 四千七百二十人 御普請願之分

内

一千五百七十三人 三分三厘三毛 三分一御遣捨分引
残りて 三千百四十六人六分六厘六毛

此御扶持米 十九俵二斗六升六合六勺六才

但し 一人 二合五勺ずつ

一、人足 四百八十人 追御願之分

内百六十人 三分一御遣捨分引

残りて 三百二十人 此御扶持米 二俵也

但し 一人 二合五勺ずつ

米 二十一俵二斗六升六合六勺六才

右之通り川原御普請所人足御扶持米御渡し下しおかされ確かに受取り申し候 以上

寛政十一未年八月

座光寺村長百姓 二人

同 村 組頭 二人

同 村 庄屋 二人

御代官所

十助の請願書から川除の計画を見てみますと、材料は大石で、根本に松の木の丸太で筏を組んだのを敷き詰め、その上に大石を積む。石積みみの根敷き（根本）の幅一〇間、高さ一丈（一〇尺）、石積みみの長さ六〇間。但し先端の方二〇間は根敷きの幅五間で下市田村の惣兵衛堤防のようにする計画でした。資金の計画は五〇〇両を年一割五分の利息で借りる。というものでした。この計画通り許可されたかどうか、願い出の人足は七〇〇人でしたが、扶持米の人数は五二〇〇人で七四・三％でした。

元々藩主は農民から年貢を納めさせるためには、それだけの設備をしてやる義務があります。水路を作ったり、堤防を作ったりして条件を整えてから年貢を徴収する義務があります。今度の堤防を作ることについては、材料から人足賃まで藩で出さなくてはなりません。前記の資料には人足のことだけで、材料のことは別の資料になっていると思います。前記の資料には同じ形式のことが二度書いてありますので、初めのほう六行で説明します。請負願の分の人数は四七二〇人。そのうちから、三分の一の人数一五七三人と三分三厘三毛には「御遣い捨て分引き」（扶持米を遣わさない。無報酬だから差し引く）残りの三一四六人と六分六厘六毛の者の扶持米一九俵二斗六升六合六勺六才を渡

す。人足扶持米は一人一日五合ではなく、一人二合五勺ずつの割合である。

次は人足の追加願い四八〇人の計算で、前と同じ様に三分の一遣い捨てで計算され、合計米〆二俵二斗六升余受け取りました。という領収書であります。

この遣い捨て三分の一分の分は地元が負担したのであります。現在の補助金に対する地元の負担金のようなものでした。勿論人足賃はこの米だけではありませんでした。

このようにしてできました石の川除はその後どうなったか資料がなくなりません。それから四年後の享和三年（一八〇三）に又大水が出、大騒ぎをしました。

この時の記録を見ますと、文化四年（一八〇七）六月一日から四日迄大洪水があり、大島川渡の古田や新田が流され、四日には終日防いだけでも増水してきてどうにもならず、諦めて夕方には皆引き上げという有様でした。御見取場の状況はどうだったか。図一五を見ますと前年と同じでありました。文化五年にも大水が出ましたが、これは大したことはありませんでした。それから一四年迄平穏で、一年からは一五〇俵余、一四年には一七二俵も年貢米を納められるまでに復旧できてきました。

六 石川除の建設

1. 村民の願い

しかし最も心配なのは、文化六年（一八〇九）に対岸伴野村にできました強固な堤防の事でありました。先に宝暦二年（一七五二）に下市田村河原に惣兵衛堤防が完成した結果、大洪水の時上流から蛇行してきた濁流がこれに突き当たると、設けられている刎で跳ね返されて対岸の伴野村の岸に直進するようになりました。特に文化四年の洪水には酷い被害を被ったのでしょう。伴野村ではたまたらず、領主高須藩松平公へ護岸堤防工事を願い出しました。高須藩松平氏の本領は木曾川・長良川・揖斐川の三つの川に囲まれた水害常襲地帯で、治水に関しては先輩格、その上親藩尾張藩の分家という家柄でしたから、幕府に対してもその発言力は強かったに違いありません。文化五年高須藩から幕府にたいして国役金御普請（幕府直轄の普請）が申請されました。これが認められ文化六年四月に着工、六月に強固な堤防が完成しました。この伴野堤防に衝突した激流は、大水の度毎に座光寺村の大島川渡目がけて直進してくる羽

目になりました。これは座光寺村にとって大問題でありました。折角一五〇俵余の年貢が納められる迄に復旧した御見取場が大水のたびに脅かされます。

座光寺村では是非この地域を防護してくださいさるよう藩へ幾度も請願しました。その甲斐があつて文化一四年（一八一七）から文政三年（一八二〇）にかけて何度も工事が行なわれました。その長さはこだけではありませんが三五〇間にもなりました。しかしこれらは木材や竹の蛇籠を主にした聖牛とか山牛というような物ですので、安心できません。是非惣兵衛堤防のような石の堤防を築いて欲しいと願っていました。

2 建設資金集め

文政一〇年（一八二七）九月一日、長百姓佐平太宅で伊勢講の寄り合いがあり、村の頭分もほとんど集まりました。その席でも大島川渡の堅固な堤防の話が出ました。庄屋民右衛門が「新田持ちの人達が資金を出し合つて藩へお願いすれば、願ひ濟みになるだろうが」とこぼしました。それを聞いた和吉が「貴公がそう思うならば、まず貴公から上納金を沢山出せばできるだろう」といいました。それを聞いて民右衛門が一五両上納するといひ、和吉も自分も

河原に新田が少しあるから一両出しましょうといひだしました。それを聞いて同席していた人達も、「そういうことならば自分も出しましょう。」と皆々賛成しました。打ち続く財政困難の飯田藩が、今迄にも座光寺村の堤防建設のために多大な出費をしてくれており、その上、よそ村にない堅固な堤防建設を願ふことになれば、こうするより外に手がないと思つたのであります。忽ち相談がまとまりました。

一〇月一日、庄屋平左衛門宅へ庄屋民右衛門、組頭和吉・信右衛門、長百姓八右衛門・長三郎ら村役人が集まり、石川除建設の資金集めを始めました。帳始めに民右衛門が一五両、河原に新田はないが平左衛門も一〇両、善右衛門も一〇両出すことになりました。それから一四人程の者を呼びだし、田地の持ち高や身上に見合つた額何両と名指しで寄付を求めましたところ、誰も皆「実に結構な事でございます」ということで、村役人の望んでいる通りに上納することになり、その席で忽ち一二〇両二分ができました。続いて一六日には七五両で、一七日には二〇両一分二朱、合計二一五両三分二朱、後に金一分で、総計二二六両二朱になりました。この年八月には米の値段が一〇両に三〇俵。一二月には三一俵でありました。この二一六両の中には上げ切り（返金してもらわなくてもよい）の分五九両二分二

朱もありました。

この上納金は三ヶ年に分けて上納し、返金は一〇年の年賦で返してもらうことにして、次のような請願書を藩へ差し出しました。

3 石川除建設願

恐れながらお願い申し上げます口上書きの事

一、当村大島川渡は、先年からたびたび天龍川が切れ込み、そのたびに田地が流失してまいりますので、前々から川除の手当をしてください、長さ三百五十間余の間に聖牛や山牛などで御普請をして戴いており、また年々御手入れをも御願い申し上げます、これまでに沢山の経費がかかっていることも存じております。その上今後も引き続き莫大な費用をかけて御手入れをお願いしなければならぬ場所であり、そのことに付きましては、村中一同常々恐縮しているところであります。

しかしながら、自然洪水もあり、若し右の場所が切れ込んだとしますと、当村の新田は勿論のこと、続きの村々までも押し流されてしまう所で、大切な場所であります。殊更近年、天竜川の東の伴野村に

堅固な川除が出来上がり、出水の時には同所から差し向かってくる水勢が非常に強く大変に心配でたまりません。

右のようなわけですので、永代不朽の割石の川除になれば、年々の御手入れもしなくてもいいし、右の近所の新田も本田同様に安全な場所になり、村内はいうまでもなく続きの村々迄も、安心して少しの荒地や芝草の生えている所も残らず開発されるようになりますから、何とかして割石の川除工事をして戴きたいと思っていました、時節柄お願い申し上げまするのも多いことありますので、これまで延ばし延ばしになっていました。そうしましたところ、大島川の近辺には大石が数多くありますし、必要なお金を自分たちが整えて上納し、そのお金で工事をして下さいますようにお願い申し上げます、このたび村内一同が相談し決定致しました。このお願いをお聞き届け下されば、凡そ金二〇〇両余も整えて、そのお金を当亥年（文政一〇年）二月から、来る丑年（文政一二年）一二月までの三回に分けて上納致しますから、工事の方は、来る子年（文政一二年）春から来る寅年（文政一三年）二月より天保元年（

の冬迄の三ヶ年の内にして戴き、工事が出来上がり
ましたならば、整えましたお金はその翌年から一〇
ヶ年の年賦にてお下ぐくださいますようお願いし
たいと思います。しかし右の金額の内に冥加金とし
て上切（上げ）きりで返して貰わなくてもよい）に
したいと思っている者も数人おります。

尚又、後々修復などしなければならぬ時には、
藩で工事をして下さいますようお願い致します。

右のような訳でありますので、お情けをもってお
聞き届け下さいますよう村中一同お願い申し上げます。
以上

文政十亥年十一月日

座光寺村	百姓惣代	八左衛門
同 村	同 断	長三郎
同 村	長百姓	宇右衛門
同 村	同 断	佐平太
同 村	組 頭	和 吉
同 村	同 断	伝右衛門
同 村	庄 屋	民右衛門
同 村	同 断	平左衛門

御代官所

4. 建設

この願いが聞き届けられ、文政一年（一八二八）二
月から普請の準備に入り、三月六日から普請に取りかかり
ました。庄屋民右衛門の記録には次のように記されていま
す。

二月十六日 大見分、石川除百二十間縄張り相済み、御
聞き済になる。民右衛門宅御宿。

三月 一日 大島川渡に石川除普請に付き、三間に四間
の御小屋を建てる。大工作兵衛。

三月 五日 石川除御普請方向井俊右衛門様、小奉行下
井吉之助殿、安藤喜代蔵殿御乗り込み。

三月 六日 御普請始まり。これより三役人の内三人ず
つ一日替りに相勤め申し候。

四月 四日 長さ十七間二尺五寸、幅二間半。内に九尺
の水門井蓋共に出来、引き取る。人足賃銭・
竹木諸色入用惣ノ金五十四兩二分二朱ト五
十八文。一間につき三両二朱余。

ということでした。文政一二年、同一三年（天保元年）と

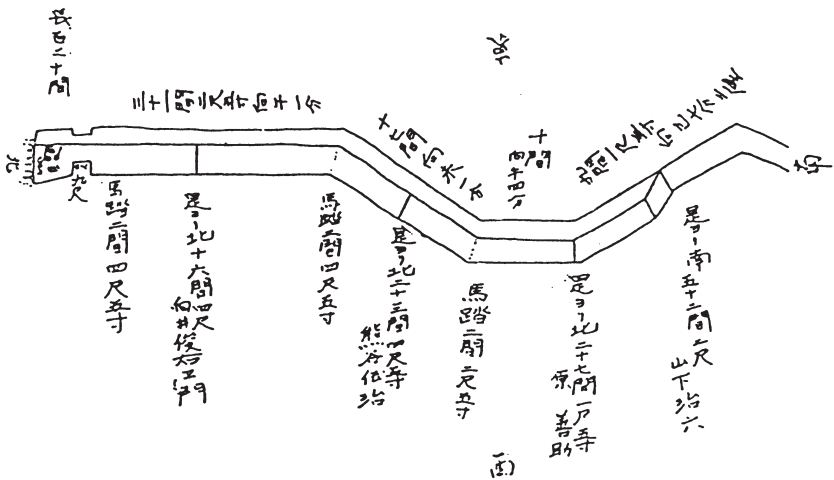
続けて普請が行なわれました。そして天保元年三月三十一日には九間三尺五寸出来、合計六八間四尺完成しましたが、上納金の方は残り僅か二両余となっていました。

安政一三年六月二八日になって、村役人と石川除建設資金を出した者八七人の総代として、文四郎・治郎作・伝蔵ら三人が飯田藩の御会所へ呼びだされ、上納金二一六両二朱の内、二両一分と錢五五七文残ったから返金するといって返してくれ、上納金の返済は卯年（天保二年）から利息年五分を加え一〇ヶ年の年賦にてお返し下さるように仰せ渡されました。

そのための御褒美として三庄屋へ金三〇〇疋（一疋は錢二五文）、頭分へは金五〇〇疋、出金した人々八七人には酒柳一〇本（柳というのは二本の把手の付いた酒樽）に、するめ一〇把下さいました。

七月一日、大島川渡に石川除の水神様を祭り、酒一〇本をお神酒として供しお祭りをしました。

天保二年一月二七日、石川除上納金を上切（あげきり）にしないかという藩御支配様から内々の話がありました。頭分衆は進んで承知しました。新田持ちの人達に相談しましたところ皆承知したので、二六〇両二朱全額上切にするよう藩へ届けでました。その見返りとしてでしょうか、石



図－7 大島川渡割石川除初発

川除一二八間五尺が完成しました。図-7の「大島川渡割石川除初発」は完成図かと思えます。伴野堤防から直進してくる天竜に対して何故かこのような形に湾曲していました。弘化三年（一八四六）の地図を見ますと最初とは大分形が変わっています。総延長一二〇間となっていて庄屋の記録と食い違っています。何故かわかりません。

天保二年（一八三一）四月二十日、水神のお祭りを行なう。神酒をそなえ、村中残らず集まり、餅を三斗つき餅投げをする大騒ぎであった。と記されています。

5. その後の経過

このようにして完成した石川除の効果はどうだったでしょうか。図-5を見ますと天保四年には二〇〇俵になり多少変動しながら弘化四年から嘉永二年迄（一八四七〜一八四九）の三年間は最高の二七五俵、二七二俵となり面積も三一町歩弱となりました。しかし惣兵衛堤防でさえも大洪水の度ごとに、絶えず破損箇所を修築工事をしていたのと、天龍川の猛威は物凄く、完成したからもう大丈夫というわけにはいかず、新田を守るため、これからがまた大変でありました。

① 天保六年（一八三五）

早くも破綻を生じました。四月二一日頃から雨が降り出し、二七日には大水、石川除も危険となりました。二八日には遂に一八間崩れ、五月になって一四日には八間、一五日には六間崩れ、御普請方の小島郷藏殿がきて牛や蛇籠を入れましたが効果がなく、一八日には又一〇間流れてしまい、これだけでも四二間流れてしまい、大島川渡の元から二七間残り、先端の方に一三間残っただけとなりました。この時の欠壊は、天保一〇年（一八三九）に大修復が行なわれ、弘化三年（一八四六）の絵図の形になりました。現在残っている石川除はこの絵図の通りのものです。

② 嘉永元年（一八四八）

五月九、一〇、一一日と雨が降り続き天竜川が大水。庄屋や組頭や村民二九人が出て、川木を拾い集め、大山牛二六組、小山牛一四組を組立て、蛇籠（じゃかご）一六本入れて、前後七日の間戦って、下市田前を防ぎ止めました。

③ 嘉永三年（一八五〇）

二月一六日には川除御普請所へ御奉行以下二人の役人が見分に来て一泊しました。そのとき、聖牛一九組が御間濟み（承認）になりました。

四月八日には急難川除御普請見分に来て一泊。このとき聖

牛三五組が御聞済みになりました。

七月二日にも同様に役人がきて見分。中聖牛九組、小聖牛六組、大山牛六組御聞済みになりました。

八月六、七日と大雨が続き八日には満水。所々大荒れ。

石川除も大変危険になりましたが、どうにか崩壊を免れました。このとき村方では八〇〇石余の土地が流されました。

一月一八日にも聖牛五二組が御聞済みになりました。

④ 嘉永四年（一八五二）

一月二一日聖牛一二組と山牛一二組が御聞済になりました。一月二四日には新田総代二人が藩の会所へ呼びだされ、一〇〇両献金した御褒美に酒一〇本を頂戴しました（この金はいづ献金したのか、何に使われたのか資料がありませんが、前に記しました聖牛や山牛等々の建築費に使われたものと思います）。

⑤ 安政元年（一八五四）

五月一三日には石川除普請の見分のため御奉行島地惣介以下二人が見分にきました。このとき下市田前青島新田を持っている者たちから金一二両余を上納し、聖牛二三組・山牛一八組が聞き届けられました（場所は下市田前の青島地籍ではないかと思えます）。

⑥ 安政二年（一八五五）

七月二七日から降り出した雨で洪水となり、新田持ち全員が出て夜明迄防ぎましたが八月一日遂に石川除が三三間余崩れてしまいました。

一月二八日、御代官熊谷茂太夫以下係役人がきて、石川除の修復が始まりました。二月二一日迄。翌年一月から始まり三月二日迄かかりました。総費用七三両。人足六二両余。外に杭二両余がかかりました。

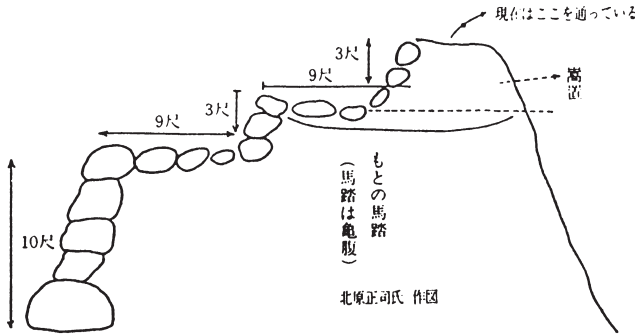
⑦ 慶応元年（一八六五）

五月八日から降り続いていた雨で、一七日にはいよいよ大満水。正徳五年（一七一五）の未満水以来の大水といわれ、村内での流失七〇〇俵余といわれる大被害でした。この時の石川除の被害はどれ程だったか記録がありません。

⑧ 明治元年（一八六八）

一月二一日、今村八右衛門が金子一〇〇両を立て替えて、石川除の普請が始まり、一二月に完成しました。この普請は、慶応元年五月の災害の復旧かどうかはつきりしませんが、一〇〇両の工事費ですから大工事なわけです。元から中水門までの嵩上げ六六間。この間は高さ四尺、馬踏み三間。それから一八間の嵩上げは高さ三尺、馬踏み四間。それから先三六間の嵩上げは高さ二尺乃至三尺というものでした。この外に中水門は桶皮にて一〇両、水見台は四両

にて渡しでそれぞれで上がりました。
 これが現在残っている石川除であります。その構造は図一
 8 のようです。現在はその嵩置きの上が市道になっていま
 す。



図一 8 石川除構造図

七 明治以後の河原地帯

明治七年（一八七四）五月の「地引帳」の集計を見ますと、大縄場の土地の集計は田二七町八反二畝二四歩、畑五町八反六畝一步、合計三三町六反八畝二五歩となっています。江戸時代の測量方法と地租改正時の測量方法とは色々違うようでありますので、弘化四年の三〇町と明治七年の三三町と単純には比較出来ないと思いますが、それにしても慶応元年・明治元年に八町歩余にまで減ってしまった耕地を、僅か数年で殆ど元通りに回復してしまったわけであります。その後もこれらの耕地を守るために江戸時代から方法が繰り返されていきました。

明治一九年（一八八六）十一月一日に長野県の土木条規が定められ、天竜川・千曲川・木曾川など一九河川に属する事業は全て県費負担で行なうこととなり、明治二〇年（一八八七）から施行されることになりました。町村単位で四苦八苦することもなくなり人々は喜んだことと思います。明治二〇年には市田・座光寺・飯沼村の三ヶ村が一緒になって、県に対し市田の惣兵衛堤防尻から飯沼村迄の三

ケ村の連合堤防建築の請願運動を始めました。その後、明治二年には市田・座光寺村の連合堤防が着工され、翌二年には石川除の続きへ土砂による水神堤防が作られ始めました。二年（一八九六）には太平堤防が着工され、三〇年には完成しました。又二年には水神堤防の先へ向島堤防が作られ始め翌三〇年には完成しました。

このように護岸堤防が築かれて、座光寺河原も安全度が増してきました。そうなりますと石川除も必要がなくなり、人々からも忘れ去られるようになりました。

明治二四年（一八九一）には、北原正司氏の祖父米太郎が上河原の現地へ移り住み、付近の開発を始めました。明治三〇年代後半頃から河原へ移り住む人が段々でて現在に至りました。

八 現在の状況

座光寺石川除は、長い間放置されていたため、土捨て場にされたり産業廃棄物の捨て場になっていて、盛土された以上に土をかぶり雑草木に覆われていました。

座光寺史学会は、地区内の史跡を一般の人々に知っても

らうため、毎年一か所ずつ記念碑を建てることを計画しました。最初の平成元年には伊那街道沿いに一里塚の碑を建てました。二年目は石川除に碑を建てることにし、平成三年二月三、五の両日、河原部落の人々の協力を得て、役員が二日に分かれて雑草木刈りと土取り作業をしました。

その結果、四ページの写真に見るような二段積みの方々たる石積が現れました。前面はかつての水路になっていて埋まっていますが、試掘してみましたところ、約九尺下から根敷きと思われる松丸太が発見され、前面の高さを確認することができました。覆土を取り除いたところは図一七の四分の一程度であります。

付 録

本文では河原の新田開発を中心に話を進めて来ました。しかし村内で色々な問題が起き、明治の維新まで長い間村の中が二つにも三つにも分かれてもめ続けました。これらの問題を本文へ入れると冗長になりますので、それらについてのあらましを付録として簡単に述べ、村民の苦心の一端を紹介することにします。

問題の起こりは、図一・二で言うところの氾濫原に近い標高四三〇メートル以下に住んでいる人達（川手とも川方ともいいました）と、それから上の所に住んでいる人達（山方とも山手ともいいました）とに分かれて起こりました。

1 高掛り御用金

飯田藩では、江戸屋敷類焼とか姫君興入れなど臨時に大金が必要になった時、御用金といって領民から金を借りました。その方法には大金持ちの商人とか豪農を名指ししていくらか出せという「人指し御用金」と、村々へその村高によって割り当てる「高掛かり御用金」と二通りありました。村々では、それを又各個人個人へ割り付けるわけでありました。前々からそういうことはありましたが、文化二年一代藩主親シゲが伝奏役（朝廷と幕府の連絡係）の供応を命ぜられたとき、二〇〇両の高掛り御用金を村々へ命じました。座光寺村へは九〇両割り当てられました。村では割り当てにかかりましたが、河原の御見取り場へも割り当てするかどうか問題になりました。その時外河原は村高には入っていない場所、藩でも河原は除いてあるのだから、村でも割り付けるべきではないということに決まりました。そのかわり御用金を割り当てられた人達を援助するつもりで

お見舞い金を出すということになりました。

2 山手方の河原の開発

本文で述べましたように、天保二年に石川除が完成しました。その頃までは村中挙って堤防工事に参加してきました。天保六年頃になりますと御見取り場の年貢米も二〇〇俵も納める広さになりました。当時河原のお見取り場の米の収穫量は、或る農家の記録によると、平均して反当四俵一・二斗は取れました。年貢はお見取りですから新田河原田の一二代二つ半よりは多少安いと思います。それらを見ている山手の人達が羨ましく思うのは当然であります。一生懸命堤防工事に協力しても、川手の衆が得するだけでは我々には何の得もないと不平が出はじめ、河原地帯は山の入会地と同じように村の仲間の地だ、我々にも河原の新田開発をさせてほしいという声が高まりました。

もともと御見取り場で土地を手に入れるのには次のような慣習がありました。まだ誰も耕作していない土地ならば、勝手に行って耕作を始めても誰も文句は言いません。前に誰かが耕作していたが大水で流されてしまった場合、前に耕作していた者の所有権も耕作権も大水と一緒に流れてなくなってしまう、後はその土地へ一番先に手を付けたもの、

石か何かを四隅に置いて自分の土地だと宣言すれば自分の土地になるのです。それで大水が引けそうになれば、泳ぎの達者な者が我先に泳ぎつき良い土地を自由にいくらでも確保することができました。だからといって自分の働き以上に土地を確保しても、後から堤防を作ったり水を引いてきたりする時の人足は、土地の広さによって割り当てられますから、小作人や雇い人を抱えているものならばいざしらず、働き手の少ない者ではむやみやたらに広い土地を手に入れることはできませんでした。ですから、山手の人達が水が引けそうだと河原に駆け付けける時分には、既に川手の人達に手取られてしまった後になってしまします。山手の人達から不満が出てきました。村役人が川手の者と交渉し天保六年（一八三五）七月一〇日に下羽場前の御見取り場を山手の人達に割り振りし、二一日山手の人達一六〇人程の人が開墾を始めました。

しかし、この土地のなかに田の畦が残っている土地がありました。これについて、これはまだ先の人の権利が残っているからその人に返してほしいと川手の者達がいいだし、これは返してやることになりました。そうすると山手からそこを開墾した者に手間代が欲しいといいだし、組頭八郎左衛門、長百姓八右衛門、信右衛門三人が一〇両出して手

間代に渡し、土地は只で元の持ち主に返してやりました。

3 川除普請の人足の出し方

この天保六年には折角築いた石川除が大きく崩れました。色々不安がつのり、山手の者・川手の者がてんでに色々いい出し、村役人では治まりがつかなくなり、仲裁を代官所へ願ひ出しました。

一二月二三日、村役人・山手川手代表・釣り頭（五人組の伍長）らが代官所へ呼び出されて次のように仲裁され、みな納得し引き下がりました。

① 三分の一遣い人足のこと、願ひ出たむきが本田か新田かによりどちらかで人足をだすこと。

② そこへ出る一般人足はこれまで通り庄屋所の割り当て次第にでること。

③ 新田開発のことは今迄のように本田新田に関係なくすること。

④ 八月に開発した所で畦がある分は、元の地主に返すこと。

⑤ 新田開発は大勢で一緒にしても、仲間持ちにしてはならないこと。

⑥ 村での諸人用やその外は、万事は古来からの通りにす

ること。

ということでもみな納得し、請け書を代官所へ差し出して帰ってきました。これで万事うまく行くと思っていましたが、この代官の仲裁の解釈が山手と川手とで違い、天保一五年（一八四四）に又々争論が起こり、村方三役では治まりがつかず、御代官所が双方を呼び出して、両方のいい分を聞き、納得するように色々骨を折ってくれましたが、安堵できず奉行所へ訴えて出しました。

六月二三日、奉行所では次のようにいい渡しました。外河原の新田を守るための普請のときは、藩の費用で全てしてくれる工事でも、扶持人足・三分の一の使い捨ての人足・その他の諸雑用費は全て新田持ちが引き受けること。本田を守るための普請の時は、本田持ちの者だけで全てを引き受けること。これを双方共少しも異議なく承知しましたと請け書を出し、その終りには、今後は決して間違いを起こさず、若し背くようなことがあったらどんな罰でも受けます、と誓約書を提出しました。

4. 貫割^{つぎわり}の出し方

貫とは今様に言えば村費のこと。割は、割り付け方。負担の仕方が山方・川方で不公平だから改めてほしい。とい

う問題でした。この問題も村役人では治まりがつかず、代官所での仲裁も納得せず、又々奉行所の裁定を請けることになりました。弘化二年（一八四五）四月四日に奉行所で次のように言い渡されました。

① 高掛り御用金のことはこれまで通りのこと。
② 昔から納めている糠・藁・炭・胡桃代金・夫金・上ヶ草・御用米・口米・薪代人足・御作事出人足・川除御普請所御見分・御見取り御出役中の入用等は古来からの仕来りがあるが、無高の新田とはいえ相應の作徳（手取り）があることだから、本田同様に納め、また勤めるようにせよ。

③ 本田の川欠け・土手崩れ等は川除普請に準じて本田方にて引き受け、堤は本田だけへ水をかける堤は本田にて、本田新田共に水をかける堤は双方立ち会って費用を出す。
④ その外は全て前々からの仕来り通りの通りにせよ。

この仲裁では②の所で、川除御普請所御見分（堤防工事の検査に来自ること）や、御見取り出役中の入用（御見取場の見分に役人が来た時の費用）等は「古来からのしきたりがあるが、無高の新田とはいえ相應の手取りがあることだから、本田同様に納めよ。又勤めよ」となっており、これについて、山手の庄左衛門等が「これらは新田のみに関係

することだから、本田同様ではなく新田のみに課すべきだ」とお願いしましたが、奉行からひどくお叱りを蒙り、やむなく承知し請け印を押させられました。

又④では、「その外は全て前々からの通りにせよ」ということでしたので、山手の者たちはどうしても納得出来ずその年の庄屋所が決めた貫割を不服として出しませんでした。それが弘化三年（一八四六）にも四年にも続きました。そうすると村の半分の貫が集まらないことになり村中の集計が出来ず、その年の支払い勘定も出来ず村の政治が止まってしまう。四年の二月一日には山手一〇組の者たちが貫割が不公平だと御支配所へ訴えて出ましたが、訴えは聞き入れられませんでした。山手一〇組は納得せず、貫割に応じません。一日日には村役人衆が山手の惣代四人を呼んで、お上へ訴えて出ることを伝えました。一六日山手惣代一人が代官所へ呼ばれ説得されましたが聞き入れず、お叱りを受け一人とも村宿（各村々の役人等が飯田へ出てきた時に、役所の都合などで宿泊しなくてはならなくなった時に泊まる定宿）へお預け（監禁）を命ぜられました。一七日になり御白洲へ呼び出され、山手方が奉行所の命で決めた貫割に従わないことは、奉行所の裁許破りである。それを押し通すか、それとも三ヶ年の貫割をするかと詰め

寄られ、同席した小前の者達に説得されて総代達も貫割に応ずることになりました。

5. 大門原の開発（図-2参照）

このようなことがあったことと、もともとから山手の人達が、川手の人達のようにゆとりのある余裕地が欲しいと願い出ていました。飯田藩では弘化四年（一八四七）暮に大門原を山手の人達に払い下げてくれました。

嘉永元年（一八四八）三月十九日に、お代官・お手代が大門原へきて払い下げの範囲を測量し、山手一組の釣り頭を呼び集め、山手の人数一三三人へ割り渡すように命じました。この場合、山手に住んでいても新田を持っている者一四人分は割り当てをせず、この分は川手に住んでおりながら新田を持っていない者に割り当てるように命ぜられました（どういう割合で割り付けたか分かりません）。割り当てられた所を銘々開墾し、検地を受けたのが嘉永四年（一八五二）畑四町九反四畝二五歩、安政四年（一八五七）の畑二町七反八畝九歩でありました。この新畑の年貢は、一〇代四分、一反歩で米四升でありました。

6. 分村問題

安政三年（一八五〇）の石川除の普請は、惣入用七三両・人足費六〇両三分三朱と九〇文、外に二両という大工事でありました。三月二日に済み、役人も引き取って行きました。これを全部村で負担するわけではありませんが、莫大な費用になりました。この費用の一部を出すについて、前年の一二月から高掛りに割り付けていましたので、この度は、人足勤高一〇〇文につき二文ずつの割合で出資してもらうことにしました。

四月二八日から、里方の者から順に庄屋所へ来てもらい勘定をし、訳を話して納得してもらい、二文ずつ出してもらいました。山手八組の人達にも話をし、承知してくれた人からは二文出してもらい、不承知の者からは出してもらわず勘定をしました。

五月一日夕方頃、山手の惣代五人の者が庄屋の所へきて、四月二八日に春分の人足賃金を渡した時、二文を強いて集めたことは不都合だといひ出しました。庄屋がその訳を話したところ色々法外な過言をいひ出したので、庄屋が怒って五人の中の一人を打ん殴ってしまいました。翌二日、庄屋はその訳を代官所へ届け出ました。山手の人達は八組の

惣代を打ん殴るとは山手の者残らず打ん殴ったのと同様だといひ出し、同役の庄屋へ申し出ると共に代官所へ訴えて出しました。しかし何故か代官所ではそれをお取り上げにならなかったで、六月一七日山手方の総代三人は、郡奉行水野鎧介へ嚴禁の越訴（順序を踏まずに飛び越えて訴えること）をしましたので、三人とも宿預りを申しつけられました。

一〇月一八日から二三日迄連日。同二六日、二七日、二八日、二九日にも御白洲でのお調べがありました。そのままとって四年になりました。

安政五年（一八五八）には山手から分村願いが出され、村役人がお白洲へよび出されお尋ねがありました。村役人は分村はできないと返答しました。

安政六年一月には山手八組の者は当役（庄屋・組頭・長百姓ら）の支配は受けぬと庄屋所へ申し出がありましたので、そのことを代官所へ届けました。また山手方では上納物は納めるが出銭はしないと申し合わせをしました。安政六年五月二七日には、当役の者六人は自分たちでは治まりがつかないから、村役をどなたかへ仰せ付けてほしいと代官所へ願書を出して、家へ引きこもってしまいました。そのようなことが文久・元治・慶応・明治四年（一八六一）

一八七二）迄続き、御一新でやっと和解しました。

7 川手方の人々の苦心

今まで述べましたことは、主に山手方の苦勞話でありましたが、では川手方はどうだったか。明治三一年生れの古老が祖母から聞いた話として、こんな話を聞きました。祖父（古老の祖父）達は昼間は堤防の人足に駆り出され、夜は明日履くわらじを作らなければならず、夜遅くまで働いた。それに土地を持っていれば、堤防の修理や新設の費用の割当が沢山かかり、それに耐えきれずに土地を投げ出してしまふ人もあり、河原の人達の苦心は並大抵のものではなかった、と。

おわりに

昭和三十六年（一九六二）災害復旧の折、南大島川が大きく北に移ったことや、県や国の直営の石積護岸工が外側に施された結果、現在の石川除は市道の道路端、耕地の真ん中に位置するようになってしまい、かつては大天竜川の濁流を身をもって食い止めた雄々しい堤防という感じを失い

つつあります。

明治三二年（一八八九）に、日本で初めて村会議員の選挙が行われました。その有権者の資格は地租を納めるか、直接国税年額二円以上を納め、二五歳以上の男子ということになっていました。そのとき座光寺村では村民に対する有権者の割合は六九・五二％でありました。ちなみに他町村の平均は五〇％内外でありました。この違いは、この河原の開発が何か関係していたように思われます。

聞くところによれば、江戸時代の形式を持った石川除で、このように長大で完全な形で残っている例は県下にはここしかなく、近県でも珍しいのではないかと思います。水防史の生きた資料としてのみならず、郷土の先人達の苦勞を知る大事な郷土資料と思います。先人に感謝を捧げる意味においても、是非いつまでも大切にしなければならなと思います。

塩沢 仁治（しおざわ まさはる）

昭和13年 県立飯田中学校卒業
昭和14年 従軍
昭和18年 長野県教職に従事
昭和51年 教職退職
昭和27年より退職時まで下伊那教育会郷土調査部委員
（歴史部・考古部に所属）
昭和53年より飯田市座光寺村史編纂委員
昭和42年より飯田市文化財の会々員

著 書 松川町の果樹園芸史（新葉社 S 57）
市田の伝馬宿（共同印刷 S 63）
正保 信州伊那郡の絵図 縮図作成（東峰印刷 S 51）

天竜河原の開発と石川除

平成 4 年 3 月15日 発行

企 画 発 行	建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所	長野県駒ヶ根市上穂南 7 - 10 〒399-41 ☎0265 - 82 - 3251
著 者	塩 澤 仁 治	飯 田 市 座 光 寺 宮 ノ 前 〒395 ☎0265 - 23 - 8955
編 集	(有) 北 原 技 術 事 務 所	長野県南安曇郡豊科町高家 5279 〒399-82 ☎0263 - 72 - 6061
印 刷	双 葉 印 刷 (有)	長野県松本市城東 2 - 2 - 6 〒390 ☎0263 - 32 - 2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに濫流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 望 月 達 也

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米 山 啓 一 著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北 澤 秋 司 著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴 木 徳 行 著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上 條 宏 之 著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中 野 秀 章 著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松 澤 武 著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今 村 真 直 著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平 沢 清 人 著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉 沢 秀 夫 著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米 山 啓 一 著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下 平 元 護 著 |
| 12. 近世 天竜川の治水－伊那郡松島村－ | 市 川 脩 三 著 |
| 13. 川筋の変遷－天竜川と三峰川の場合－ | 唐 沢 和 雄 著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮 崎 敏 孝 著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北 原 優 美 編 |
| 17. 天竜川の魚と虫たち | 橋 爪 寿 門 著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝 野 重 美 著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松 澤 武 著 |
| 20. 小渋川水系に生きる一人と水と土と木と－ | 中 村 寿 人 著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森 岡 忠 一 著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉 澤 孝 和 著 |
| 23. 土木技術と生物工学－生きものを扱う技術－ | 亀 山 章 著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹 本 正 治 著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛堤防 | 市 村 威 人 著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防－下伊那郡豊丘村伴野－ | 竹 村 浪 の 人 著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥 田 穰 著 |

(以上既刊)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 29. 天竜川の淵伝説－『熊谷家伝記』を中心に－ | 笹本正治 著 |
| 30. 天竜川の源流地帯 | 赤羽篤 著 |
| 31. 東天竜 | 三浦孝美 共著
仁科英明 |
| 32. 天竜河原の開発と石川除 | 塩沢仁治 著 |
| 33. 伊那谷は生きている | 松島信幸 著 |
| | (発刊中) |